

埼玉県教育委員会の事務に関する点検評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(実施方法)

第2条 点検及び評価は、毎年度、別に定める実施計画に基づき実施する。

2 実施計画には、年間計画、実施手順等を定めるものとする。

(点検評価対象)

第3条 点検及び評価は、「埼玉県教育行政重点施策」に沿って、教育委員会が推進した施策等について行う。

(学識経験者)

第4条 学識経験者の知見の活用方法については、別に定める。

(結果の反映)

第5条 点検及び評価の結果については、政策の企画立案をはじめ、施策の進行管理、予算編成、組織改正、事務事業の見直し等に反映する。

(議会報告及び公表)

第6条 点検及び評価の結果は、毎年度、9月定例県議会において報告するとともに、教育委員会のホームページで公表する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、点検及び評価の実施に関し必要な事項は埼玉県教育委員会教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。